



令和8年4月1日

令和8年度 監査委員事務局の運営方針

監査委員事務局長 清水 健二

令和8年度の監査委員事務局の運営方針を以下のとおり定めましたので、各自の目標を設定し、本年度業務を遂行してください。

1 監査委員が行うとされている監査・検査・審査の目的

監査委員は、法令に定められた権限により市の歳入歳出決算の審査をはじめとした各種監査・検査・審査（以下「監査等」と言います。）を行う。監査等は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性、正確性はもとより経済性、効率性、有効性の観点から監査等を行うことにより、財政・行政運営の適正化を検証し、その健全性・透明性の維持向上を図ることにより、住民の福祉の増進に資することを目的としている。

2 監査調査事務等について

- ① 令和8年度国分寺市監査計画に基づき、遅滞なきよう監査等を行うこと。上記1の目的にあるように法令に定められた監査委員の職責の重大

性及び本市の財政状況等を鑑み、国分寺市監査基準（令和2年監査告示第1号）に従って、正確かつ効果的に監査等を実施できるよう監査委員の補助職員として事務執行にあたること。

- ② 監査等については、監査の着眼点等に照らし適正に実施すること。
- ③ 地方公営企業法が適用された下水道事業会計の例月出納検査及び地方公営企業法第30条第2項に基づく公営企業会計の決算審査を適正に実施すること。
- ④ 監査委員が監査等を行っていく上での資料作成は、補助職員としてそれぞれの事務事業が法令等に準拠しているか、予算の執行が適切であるか等を調査・検証し、分かりやすい資料を作成すること。
- ⑤ 自治行政の基本原則である最少の経費で最大の効果を上げているか、それぞれの事務事業の目的に沿った事業が行われているかを調査・検証し、適切に監査委員に報告すること。

3 東京都市監査委員会の会長都市の業務遂行について

令和8年度は、東京都市監査委員会の会長都市に就任する。令和9年5月に予定している定期総会を開催するための準備をはじめ、多摩26市の監査委員を対象とした委員研修及び役員会を主催するなど、会長都市としての業務を正確かつ迅速に遂行する必要がある。前年度会長都市との業務引継ぎを遺漏なく行うとともに、他の役員都市との連携を密にし、積極的な情報交換・情報共有を図ること。

4 監査委員事務局の執務体制・業務遂行について

- ① 令和8年度の監査委員事務局の職員体制は4名と少数ではあるが、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、監査等に関わる業務は限られた

時間の中で効率的かつ効果的に行うとともに、迅速性・正確性をもって業務を遂行すること。

- ② 局長・係長・主任としての責務はそれぞれあるが、調査事務担当は個々に割り当てられるため、お互いに報告・連絡・相談等を円滑に行い、情報共有を十分に図ること。
- ③ 監査という職務上、誤りは許されないことを念頭におき、個人においても組織においても重層的なチェックを行うとともに、誤りが起こりにくい仕組みを構築し、業務遂行に万全を期すこと。
- ④ 業務に「経営」の視点を取り入れ、これまで以上に効果的・効率的な組織運営を行うこと。
- ⑤ 「デジタル技術の活用により効率化できる業務はないか。」という視点を持ち、他市との情報交換及び情報収集を積極的に行うこと。また、デジタル技術を駆使するための知識・能力の向上に努めること。
- ⑥ 分かりやすく理解しやすいファイル（電子データ及び紙文書）保存を心掛け、フォルダ内の整理に努めること。

5 事務局職員のスキルアップについて

監査等に対する事務局職員の知識・技術等の充実を図るため、東京都市監査委員会等が主催する委員研修会・職員研修会及び担当者ブロック会議などに積極的に参加し、スキルアップに努めること。また、監査委員事務局職員として、市政全般の把握に努めるなど更なる自己研さんに取り組むこと。

6 情報公開について

情報公開は、市民の有する権利の一つとして自治基本条例第12条にお

いてこれを保障している。このことを確実に遂行するため、現在の市の
行財政状況の監査等の結果を全て市のホームページに掲載し、監査結果
の透明性を図ること。